

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号1	手続番号2	手続番号3	手続番号4	手続番号5	手続番号6
1	手続名	転出届	転居届	転入届	マイナンバーカードの住所変更	印鑑登録の廃止	印鑑登録
2	概要	他の市町村へ引越すときの届出です。	同一市町村で引越すときの届出です。	他の市町村から引越したときの届出です。	マイナンバーカードに記載されている住所が変更になった場合、券面記載の住所情報を変更します。	登録しているカードと印鑑をお持ちの方が登録を抹消する場合、印鑑登録廃止申請が必要です。改印等で改めて登録を希望される方は、合わせて印鑑登録申請が必要です。	個人が社会生活の中で必要となるさまざまな手続や法律行為を行うにあたり使用する印鑑を、住民登録がある役所においてあらかじめ届出して登録するものです。
3	対象	転出(市町村の区域外へ住所を移すこと)をする者	転居(同一区市町村で住所を移すこと)をする者	転入(市町村の区域外から住所を移すこと)をする者	マイナンバーカードの交付を受けている者で住所を変更した者	印鑑登録を廃止する者	印鑑登録を希望する者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人又は代理人	本人又は代理人
5	手続期限	転出をした日から14日以内	転居をした日から14日以内	転入をした日から14日以内	住所変更した日から14日以内	〇〇市〇〇印鑑条例による	〇〇市〇〇印鑑条例による
6	手続書類(様式)	住民異動届	住民異動届	住民異動届	個人番号カード券面記載事項変更届	印鑑登録廃止申請書	印鑑登録申請書
7	手続に必要な添付書類	マイナンバーカード(交付を受けている場合)	マイナンバーカード(交付を受けている場合)	転出証明書(特別転入の場合は省略可) ・マイナンバーカード(交付を受けている場合)	マイナンバーカード	印鑑登録証(カード)	登録しようとする印鑑
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	本フォーム、窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	本フォーム、窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> 〇〇課(〇〇庁舎〇階〇番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課
11	根拠法律・条例等	住民基本台帳法第24条 住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法第23条 住民基本台帳法施行令第26条	住民基本台帳法第22条 住民基本台帳法施行令第26条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第4項	印鑑登録証明事務処理要領 〇〇市印鑑条例	印鑑登録証明事務処理要領 〇〇市印鑑条例
12	紐付く制度	住民異動	住民異動	住民異動	マイナンバーカード	印鑑登録	印鑑登録
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	●	—	—	—	●	—
15	転入の場合	—	—	●	●	—	●
16	転居の場合	—	●	—	●	—	—
17	全年齢に該当する場合	●	●	●	●	—	—
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	●	●
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
21	未就学児の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
22	小・中学生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
23	高校生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転居」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)マイナンバーカードの交付を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)印鑑登録している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)満15歳以上(成年被後見人を除く)である

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号7	手続番号8	手続番号9	手続番号10	手続番号11	手続番号12
1	手続名	国民健康保険の資格喪失	国民健康保険の資格取得	国民健康保険の被保険者の住所変更	介護保険の資格喪失	介護保険の資格取得	介護保険の住所変更
2	概要	国民健康保険に加入している方が、亡くなったり、他の市町村に転出したり、就職で勤務先の健康保険に加入したり、その健康保険の被扶養者となった場合は、国民健康保険の喪失手続を行います。	国民健康保険に加入している方が、他の市町村から転入したり、就職で勤務先の健康保険をやめたり、その健康保険の被扶養者でなくなった場合は、国民健康保険の資格取得手続を行います。	国民健康保険に加入している方が、同一市町村で引越した場合は、国民健康保険被保険者の住所変更手続を行います。	他の市町村へ引越すときに、介護保険被保険者の資格喪失手続を行います。	他の市町村から引越したときに、介護保険被保険者の資格取得手続を行います。	同一市町村で引越すときに、介護保険被保険者の住所変更手続を行います。
3	対象	転出により被保険者の資格を喪失した者が属する世帯の世帯主	転入により被保険者の資格を取得した者が属する世帯の世帯主	市町村の区域内で住所を変更した世帯主、又は世帯主が変更になった後の世帯主	転出する被保険者証交付済の被保険者(65歳以上の人、及び40歳以上65歳未満で健康保険に加入している人(年齢に該当する被扶養者も含む)で、要介護又は要支援の認定を受け介護保険被保険者証を持っている人)	転入により被保険者の資格を取得した者(65歳以上の人、及び40歳以上65歳未満で健康保険に加入している人(年齢に該当する被扶養者も含む)で、要介護又は要支援の認定を受け介護保険被保険者証を持っている人)	市町村の区域内において住所を変更した被保険者証交付済被保険者(65歳以上の人、及び40歳以上65歳未満で健康保険に加入している人(年齢に該当する被扶養者も含む)で、要介護又は要支援の認定を受け介護保険被保険者証を持っている人)
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手続期限	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所変更した日から14日以内	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所を変更した日から14日以内
6	手続書類(様式)	国民健康保険被保険者異動届	国民健康保険被保険者異動届	国民健康保険被保険者氏名住所等変更届	介護保険被保険者異動届	介護保険被保険者異動届	介護保険被保険者氏名住所等変更届
7	手続に必要な添付書類	・国民健康保険被保険者証 ・喪失理由が退職の場合は、会社の保険証 ・喪失理由が生活保護の場合は、保護決定通知書 ・70歳～74歳の場合は、国民健康保険高齢受給者証	・取得理由が出生の場合は、母子健康手帳 ・取得理由が退職の場合は、健康保険資格喪失証明書 ・取得理由が生活保護の場合は、保護廃止決定通知書	・国民健康保険被保険者証 ・70歳～74歳の場合は、国民健康保険高齢受給者証	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	・支給証明証明書	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者異動届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転入届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者異動届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「国民健康保険被保険者氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険者異動届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転入届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険者氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「介護保険被保険者氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。
10	所管部署	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課	〇〇市役所〇〇課
11	根拠法律・条例等	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第12条	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第2条	国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第10条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第32条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第23条	介護保険法第12条 介護保険法施行規則第30条
12	紐付く制度	国民健康保険	国民健康保険	国民健康保険	介護保険	介護保険	介護保険
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	●	—	—	●	—	—
15	転入の場合	—	●	—	—	●	—
16	転居の場合	—	—	●	—	—	●
17	全年齢に該当する場合	●	●	●	—	—	—
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—	(1)異動区分が「転入」である	—	—
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—	●	●	●
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
21	未就学児の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
22	小・中学生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
23	高校生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)国民健康保険に加入している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)以下の全ての要件に該当しない ①健康保険に加入している ②共済組合に加入している ③船員保険に加入している ④国民健康に加入している ⑤①～④の保険の被扶養者である ⑥後期高齢者医療制度に加入している ⑦生活保護を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転居」である (2)国民健康保険に加入している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)要介護認定を受けている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)以下のいずれかの要件に該当する ①第1号被保険者(65歳以上)である ②第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、特定疾病により介護が必要な者)である	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転居」である (2)要介護認定を受けている

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号13	手続番号14	手続番号15	手続番号16	手続番号17	手続番号18	説明
1	手続名	児童手当受給事由消滅届	児童手当認定請求	児童手当の住所変更	後期高齢者医療制度の資格喪失	後期高齢者医療制度の資格取得	後期高齢者医療の被保険者の住所変更	
2	概要	他の市町村へ引越すときに、児童手当の受給資格が消滅するため届出を行います。	他の市町村から引越したときに、児童手当の認定請求の手続を行います。	同一市町村で引越すときに、住所変更の手続を行います。	他の市町村へ引越すときに、後期高齢者医療制度の資格喪失の手続を行います。	他の市町村から引越したときに、後期高齢者医療制度の資格取得の手続を行います。	同一市町村で引越すときに、住所変更の手続を行います。	
3	対象	転出により手当受給事由が消滅する一般受給資格者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し生計を共にする父母等)	転入により受給者の資格を取得した者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し生計を共にする父母等)	児童手当の対象児童が住所を変更した一般受給資格者(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し生計を共にする父母等)	後期高齢者医療広域連合の区域外への転出により後期高齢者医療の資格を喪失する者(75歳以上の者、もしくは65歳以上74歳以下の一定の障害がある人)	後期高齢者医療広域連合の区域外からの転入により後期高齢者医療の資格を取得する者(75歳以上の者、もしくは65歳以上74歳以下の一定の障害がある人)	後期高齢者医療広域連合の区域内で住所を変更した後期高齢者医療の被保険者(75歳以上の者、もしくは65歳以上74歳以下の一定の障害がある人)を指す)	
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	
5	手続期限	速やかに	転出した日の次の日から数えて15日以内	速やかに	資格を喪失(転出)した日から14日以内	資格を取得(転入)した日から14日以内	住所変更した日から14日以内	
6	手続書類(様式)	児童手当・特例給付受給事由消滅届	児童手当・特例給付認定請求書	児童手当・特例給付氏名住所等変更届	後期高齢者医療資格喪失届	後期高齢者医療資格取得届	後期高齢者医療氏名住所等変更届	
7	手続に必要な添付書類	なし	-請求者の普通預金口座情報 -請求者の健康保険被保険者証	なし	後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療負担区分等証明書	後期高齢者医療被保険者証	
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・マイナンバーの確認に必要な書類等 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転出届」と一緒に手続を行う場合は、「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「児童手当・特例給付氏名住所等変更届」を省略できる場合があります。	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) ・午前XX時XX分から午後XX時XX分まで ※「転居届」と一緒に手続を行う場合は、「後期高齢者医療資格取得届」を省略できる場合があります。	
10	所管部署	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	
11	根拠法律・条例等	児童手当法施行規則第7条	児童手当法施行規則第1条の4	児童手当法施行規則第6条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第26条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第10条	高齢者の医療の確保に関する法律第54条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第23条	
12	紐付<制度	児童手当	児童手当	児童手当	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度	
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	
14	転出の場合	●	—	—	●	—	—	
15	転入の場合	—	●	—	—	●	—	
16	転居の場合	—	—	●	—	—	●	
17	全年齢に該当する場合	—	—	—	—	—	—	
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—	
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—	
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—	●	●	●	
21	未就学児の子どもがいる場合	●	●	●	—	—	—	
22	小・中学生の子どもがいる場合	●	●	●	—	—	—	
23	高校生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—	
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)児童手当を受給している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)中学校修了前(15歳になって最初の年度末まで)、かつ国内に就学している(又は留学している)子どもを養育している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転居」である (2)児童手当を受給していない	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)後期高齢者医療制度を受けていない	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)75歳以上(又は一定の障害のある65歳以上)である (3)生活保護を受けていない	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転居」である (2)後期高齢者医療制度を受けていない	

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号19	手続番号20	手続番号21	手続番号22	手続番号23	手続番号24
1	手続名	幼稚園・保育所・認定こども園の転出(転出)	幼稚園・保育所・認定こども園の転入(転入)	公立小・中学校の転校(転出)	公立小・中学校の転校(転入)	公立の高校の転校(転出)	公立の高校の転校(転入)
2	概要	他の市町村へ引越すときに転園(退園)する場合には、退園・退所の手続を行います。	他の市町村から引越したときに転園(入園)する場合には、入園・入所の手続を行います。	他の市町村へ引越すときに転校する場合には、新しい住所地の指定校への転校手続を行います。	他の市町村から引越したときに転校する場合には、新しい住所地の指定校への転校手続を行います。	他の市町村へ引越すときに転校する場合には、新住所の教育委員会へ転入学の連絡校を問合せ、在籍する高校から転入学希望校に照会する手続を行います。	他の市町村から引越したときに転校する場合には、新住所の教育委員会へ転入学の連絡校を問合せ、在籍する高校から転入学希望校に照会する手続を行います。
3	対象	幼稚園・保育園の転園(退園)を希望する者	幼稚園・保育園の転園(入園)を希望する者	転出する児童生徒の保護者	転入した児童生徒の保護者	転出した生徒の保護者	転入した生徒の保護者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手続期限	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による
6	手続書類(様式)	退園願(幼稚園) 教育・保育所等退所届(保育所・認定こども園)	入園願(幼稚園) 教育・保育所等入所申込書(保育所・認定こども園)	転学・退学届	入学・転学届	転学届	転学届
7	手続に必要な添付書類	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による	各自自治体の規則等による
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○〇課(○〇庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	○〇市役所○〇課	○〇市役所○〇課	○〇市教育委員会○〇課	○〇市教育委員会○〇課	○〇市教育委員会○〇課	○〇市教育委員会○〇課
11	根拠法律・条例等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条	学校教育法施行令第4条	学校教育法施行令第4条	学校教育法施行規則第92条	学校教育法施行規則第90条
12	紐付<制度	幼稚園・保育所・認定こども園	幼稚園・保育所・認定こども園	公立小・中学校	公立小・中学校	公立高校	公立高校
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	●	—	●	—	●	—
15	転入の場合	—	●	—	●	—	●
16	転居の場合	—	—	—	—	—	—
17	全年齢に該当する場合	—	—	—	—	—	—
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
21	未就学児の子どもがいる場合	●	●	—	—	—	—
22	小・中学生の子どもがいる場合	—	—	●	●	—	—
23	高校生の子どもがいる場合	—	—	—	—	●	●
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)幼稚園・保育所・認定こども園に通園している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)以下のいずれかの要件に該当する ①満3歳以上の就学前の子ども(1号認定) ②満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども(2号認定) ③満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども(3号認定)	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)公立小・中学校に通学している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)公立小・中学校に入学する	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)公立高校に通学している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)公立高校に入学する

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号25	手続番号26	手続番号27	手続番号28	手続番号29	手続番号30
1	手続名	犬の登録事項変更届(転入)	原動機付自転車(50cc以下)の住所変更(転出)	原動機付自転車(50cc以下)の住所変更(転入)	運転免許証の住所変更	自動車保有場所証明書の申請	自動車の変更登録
2	概要	他の市町村から引越したときに、犬の登録事項の変更手続を行います。	他の市町村へ引越すときに、住所変更の手続とナンバープレートの返納を行います。	他の市町村から引越したときに、住所変更の手続と新しいナンバープレートの交付を受けます。	引越し等で住所変更をした場合は、運転免許証の住所変更手続を行います。	引越し等で自動車の保管場所を変更した場合は、車庫証明の申請手続を行います。	引越し等で住所変更をした場合は、自動車の住所変更の手続を行います。
3	対象	転入した犬の所有者	転出する納税義務者	転入した納税義務者	免許を受けた者	登録自動車の保有者	登録自動車の所有者
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手続期限	犬の所在地を変更した日から30日以内	転出をした日から15日以内	転入をした日から15日以内	速やかに	保管場所を変更した日から15日以内	住所変更した日から15日以内
6	手続書類(様式)	犬の登録事項変更届出書	軽自動車税廃車申告書兼標識返納書	軽自動車申告書兼標識交付申請書	運転免許証記載事項変更届	自動車保管場所証明申請書	自動車の変更登録申請書
7	手続に必要な添付書類	・犬の鑑札 ・狂犬病予防法対策票	・ナンバープレート ・権限交付証明書	・前住所地で廃車済の場合は、廃車証明書 ・前住所地で未廃車の場合は、前住所地の権限交付証明書及びナンバープレート	運転免許証	・自認書又は使用承諾証明書 ・保管場所の所在図や配置図	・自動車検査証(車検証) ・自動車保管場所証明書
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○市課(○市庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○市課(○市庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○市課(○市庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○市課(○市庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○警察署○階○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○運輸支局○階○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	○市○課	○市○課	○市○課	○警察署	○警察署	○運輸支局
11	根拠法律・条例等	狂犬病予防法第4条	地方税法施行規則第16条	地方税法施行規則第16条	道路交通法第94条	自動車の保管場所の確保等に関する法律第7条	道路運送車両法第12条
12	紐付く制度	畜犬	軽自動車税	軽自動車税	自動車・軽自動車	自動車・軽自動車	自動車・軽自動車
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	—	●	—	—	—	—
15	転入の場合	●	—	●	●	●	●
16	転居の場合	—	—	—	●	●	●
17	全年齢に該当する場合	●	●	●	●	●	●
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—	—	—	—
21	未就学児の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
22	小・中学生の子どもがいる場合	—	—	—	—	—	—
23	高校生の子どものいる場合	—	—	—	—	—	—
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)犬を飼っている	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転出」である (2)原動機付自転車(50cc以下)を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」である (2)原動機付自転車(50cc以下)を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)運転免許証を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している

行政手続情報DB データベースβ版

項番	データ項目	手続番号31	手続番号32	手続番号33
1	手続名	軽自動車の自動車検査証の記載事項変更	自動車税の住所変更	軽自動車税の住所変更
2	概要	軽自動車の使用者の住所に変更があったときには、自動車検査証の記載事項変更の手続を行います。	自動車の所有者の住所に変更があったときには、住所変更の手続を行います。	軽自動車の使用者の住所に変更があったときには、住所変更の手続を行います。
3	対象	軽自動車の所有者	自動車税の納税義務者(自動車の所有者)	軽自動車税の納税義務者(軽自動車の所有者)
4	手続を行う人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人	本人か同一世帯の人又は代理人
5	手続期限	住所変更した日から15日以内	速やかに	住所変更した日から15日以内
6	手続書類(様式)	自動車検査証記入申請書	自動車税住所変更届	軽自動車税申告書
7	手続に必要な添付書類	・ナンバープレート ・自動車検査証(車検証)	自動車検査証(車検証)	自動車検査証(車検証)
8	手続に必要な持ちもの	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証	・申請者の本人確認書類・印鑑 ・外国人の場合は、在留カード又は外国人登録証
9	手続方法	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○軽自動車検査協会事務所○階○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○都道府県事務所○階○番窓口 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで	窓口又は郵送で必要書類を提出してください。 <窓口又は郵送の場合の提出先> ○課(○庁舎○階○番窓口) 午前XX時XX分から午後XX時XX分まで
10	所管部署	○軽自動車検査協会	○都道府県事務所	○市○課
11	根拠法律・条例等	道路運送車両法第12条	地方税法施行規則第9条の2	地方税法施行規則第16条
12	紐付く制度	自動車・軽自動車	自動車税	軽自動車税
13	受付開始日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日	令和XX年XX月XX日
14	転出の場合	—	—	—
15	転入の場合	●	●	●
16	転居の場合	●	●	●
17	全年齢に該当する場合	●	●	●
18	満15歳以上の者がいる場合	—	—	—
19	65歳以上の者がいる場合	—	—	—
20	75歳以上の者がいる場合	—	—	—
21	未就学児の子どもがいる場合	—	—	—
22	小・中学生の子どもがいる場合	—	—	—
23	高校生の子どものいる場合	—	—	—
24	備考欄	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)軽自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)自動車を保有している	以下の全ての要件に該当する。 (1)異動区分が「転入」又は「転居」である (2)軽自動車を保有している